



最高裁秘書第1190号

平成29年3月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成28年度（最情）諮問第34号

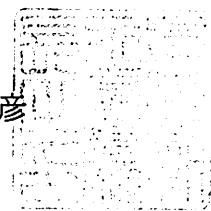
（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）



平成29年3月16日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年3月16日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、当該申出に係る情報は、慣行として公にされている情報であるから行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に規定する不開示情報に相当しない、公益上の理由による裁量的開示がなされるべきである旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成24年8月23日に村田健二裁判官（38期）が自殺した原因に関して最高裁判所が作成し、又は取得した文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年2月27日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件開示申出に係る文書は、特定の裁判官が自殺した原因に関して最高裁判所が作成し、又は取得した文書であるところ、当該文書の存否を明らかにすると、同裁判官が自殺した事実の有無という個人に関する情報が公になり、この情報は法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当するものである。

また、当該情報は、法第5条第1号ただし書イに規定する慣行として公にされている情報にも相当しない。

イ 本件開示申出については、公益上特に必要があるとは認められず、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める裁量的開示を行うべき場合にも当たらない。

よって、取扱要綱記第5に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。